

生活習慣病重症化予防のための医療機関への受診勧奨について

共済組合では、組合員の健康づくりと生活習慣病の予防を推進するため、令和3年度の特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病の重症化リスクが高い組合員を対象に、下記のとおり医療機関への受診勧奨を実施します。

1 生活習慣病重症化予防の概要

令和3年度の特定健康診査（対象：40歳以上75歳未満の組合員）の結果データの中で血圧値、脂質及び血糖値のいずれかの項目が、日本高血圧学会等の示す治療ガイドラインの「受診勧奨判定値」を超えている者で、かつ医療機関を受診していない組合員に対して、医療機関への受診勧奨を実施します。

2 勧奨方法等

(1) 対象者

次の検査項目が受診勧奨判定値にひとつでも該当する者で、医療機関未受診の組合員

検査項目		受診勧奨判定値
血圧	収縮期	160 mmHg 以上
	拡張期	100 mmHg 以上
脂質	LDL-コレステロール	180 mg/dl 以上
血糖	空腹時血糖	126 mg/dl 以上
	HbA1c (NGSP値)	6.5%以上

(2) 通知方法等

- ① 対象者には、委託業者から直接組合員の自宅（共済組合登録住所）宛てに勧奨通知を送付します。
- ② 不明な点は、委託業者が設置する電話窓口にて直接問合せができます。
- ③ ①の勧奨通知送付対象者の内、一定期間後に医療機関の受診が確認できない者の自宅宛てに再勧奨通知を送付します。
- ④ 令和3年度の特定健康診査の結果により受診勧奨を通知するため、既に数値が改善されている方にも通知される場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

3 電話相談窓口

株式会社エス・エム・エス

TEL 0120-982-990

（平日 9:00～17:00 開設期間 令和4年7月～令和5年2月末）